

尼崎市土壤汚染及び地下水汚染情報の記者資料提供に係る事務取扱要領

1 目的

この要領は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下、「土対法」という。）及び水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下、「水濁法」という。）に基づく届出等により土壤・地下水汚染が判明したときに、汚染情報について周辺住民等への迅速な周知を図り、汚染地下水の飲用回避等の健康被害防止の措置を講じるため、土壤・地下水汚染の公表の取扱いを定めるものである。

2 定義

- (1) 「土壤汚染」とは、土対法第 6 条第 1 項第 1 号に規定される土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。
- (2) 「地下水汚染」とは、土対法施行規則第 7 条第 1 項で定める地下水基準に適合しない、又は水濁法施行規則第 9 条の 3 第 2 項で定める浄化基準に適合しないこと。
- (3) 「第一種特定有害物質」とは、土対法施行規則第 4 条第 3 項第 2 号イで定める有害物質をいう。

3 公表

尼崎市（以下、「市」という。）は、事業者等から土壤汚染又は地下水汚染が判明したと土対法又は水濁法に基づき報告があったとき、報告者に対して、当該調査結果等について周辺住民への周知及び記者資料提供を行うよう要請するものとする。

また、次の各項に該当し、報告者が記者資料提供を実施しないときは、市は土対法及び水濁法に基づき事業者等から提出された汚染情報を速やかに尼崎市政記者に資料提供する。

(1) 土対法に基づく調査及び申請による調査の情報

第一種特定有害物質の溶出基準超過で土壤試料採取地点において地下水基準を超過し又は超過するおそれ（地下水水質未測定の時）があり、かつ当該調査敷地外へ影響を及ぼしていないと確認できないとき。

含有量基準超過で飛散防止措置が無いとき。

(2) 水濁法に基づく特定有害物質の漏洩事故に関する情報

漏洩（地下浸透した）場所において実施する地下水測定の結果、基準を超過し又は超過するおそれ（地下水水質未測定の時）があり、かつ当該漏洩事故敷地外へ影響を及ぼしていないことが確認できないとき。

なお、(1) に該当する場合であっても、土壤調査結果の提出時に形質変更時要届出区域指定となると判断できるときや地下水汚染が自然由来（埋立材によるものを除く。）及び近隣地からのもらい汚染で生じているときは、市は記者資料提供を行わない。

附則

(施行日)

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。